

# 聖域で「品位」を保ち 多様な公務に励む方々

国民にとって皇室はどんな存在だろうか。  
皇位継承の在り方を論ずるためにも、  
まずはその尊い使命を知る必要がある。

## 所功 Tokoro Isao

日本の皇室は、多くの人々にとって在ることが当然と思われ、戦後、とりわけ平成の御代から極めて身近に感じられている。しかし、皇室を構成する天皇と皇族は、一般国民と同じレベルのヒーローでもタレントでもない。

そうであれば、皇室の方々と国民は、何がどのように異なるのか。一般の国民と異なる皇室の方々には、何が求められているのか。それに対して、私共はどう応えたらよいのだろうか。皇室に関心を寄せる歴史家の一人として、管見の一端を率直に申し述べよう。

### 「大王(天皇)」は氏姓を賜与するスメラミコト

戦後の現行憲法も、第二章(天皇)の第二条に「皇位は、世襲のもの」と定めている。それは、天皇の地位が、選挙などにより争って決するものでなく、先祖以来の血筋(皇統)に属

する後裔の有資格者(皇嗣)により、自動的に承継されるものなのである。

その先祖は、記紀の神話・伝承によれば、アマテラスオオカミ(天照大神、「万葉集」では天照日女之命)を「皇祖神」と仰ぐ「天孫」のホノニギノミコト(火(穗)魂瓊杵尊)が、高天原から葦原中国の高千穂峰に降臨されたという。その神裔と信じられる有力なオオキミ(大王)が、初代のカムヤマトイワレヒコノミコト(神倭伊波礼比古命≡神日本磐余彦天皇)と伝えられる。

この初代天皇は、弥生時代中期の一世紀初頭ころ、九州から近畿へ東征され、ヤマト(山戸+大和)に拠点を据えられたと推定される。ついで古墳時代初頭の三世紀前半ころ、第十代の崇神天皇が、日本列島の統一に乗り出されたと見られる。

やがて四世紀代には、大王が国内の大半を勢力下に収めたので、諸王(豪族)の上に立つ大王(天君)として崇められた。さらに五・六世紀ころから、配下の有力者(臣民)に対して、各々の地域や職務にふさわしい「氏姓」を賜与されるようになった。ちなみにスメラミコトとは統べる尊者、国民統合の君主にはかならない。

このように、氏姓を賜与する格別に高い立場の大王(のち天皇)には、氏姓がない(無姓)。それ以後も王統(皇統)が一貫しているから、別の王朝と区別するための名称を必要としない。それゆえ、皇室には今なお一般国民のような家名(俗姓)が無い。結婚により一般から后妃となられた方々も、たとえば正田とか小和田という俗姓が消えるので、単に「美智子」とか「雅子」と称されることになる。

### 「皇統」には元来男女の区別がない



所功(とこといさお)

京都産業大学名誉教授。昭和16年(1941)成蹊大学文学部文学士課程修了。法学博士(慶應義塾大学)。日本法文化史(皇學館大学助教授)。同56年(1981)から京都産業大学教授。法入モロゾジ-研究所教授を務める。書籍に「近現代の「女性天皇」論」「皇位継承のあり方 女性・母系天」「皇室に能か「天皇」の宮家が必要か」「皇位継承のあり方 女性・母系天」など多数。

明治以来の「皇室典範」では、「皇位」は「祖宗ノ皇統ニシテ」皇統に属する「皇族のうち、「男系の男子」が継承すると定められている。そのためか、皇位継承の有資格者は昔も今も「男系の男子」でなければならない、と思ひ込んでいるむきが少ない。

しかし、明治以前に溯れば、皇統に「男系」とか「女系」という区別を立てたり、ましてそれを男子に限り女子を排するような規制は、ほとんど見あたらない。

念のため、若干の用例をあげておこう。まず「皇統」の初見は、「続日本紀」天平神護元年(七六五)八月庚申条に出てくる。和氣王(舎人親王の孫)が、未婚の孝謙上皇に継嗣がないので、「皇統に嗣無く、未だその人あらず」として皇位をねらい、失敗して流罪・処刑されたのである。

この「皇統」の同類語に皇位・皇嗣・皇儲などがある。その「皇儲(皇統)の用例としては、孝謙上皇が称徳女帝として重祚(再び即位)された数年後の神護景雲三年(七六九)、太宰府から宇佐八幡の「神教」と称して「合即」道鏡を皇位に即かしめば天下太平ならん」と上申ししてきた際、その真偽を確かめるために遣わされた近衛将監の和氣清麻呂が、次のような「託宣」を奉答している(「続日本紀」同年九月己丑条)。

我が国家、開闢以来、君臣、分定まれり。臣を以て君

と為すこと、未だこれあらざるなり。天つ日嗣(天皇)は必ず皇統(體)を立てよ。無道の人(道鏡)宜しく早く掃除すべし。

ここにいう「皇統」の本義は、皇室に生まれ育ち、皇族の身分にある者だけが「天つ日嗣」(天皇)を承継するものであり、それには男系とか女系という区別も、男子だけ認め女子を除くような差別の意味も含まれていない。ここで重要なことは、「君臣」の峻別であり、「臣を以て君と為すこと」こそ否定しなければならないのが鉄則であるから、臣下の道鏡を「無道の人」として退けることにはほかならない。

ただ、皇統を継いで来られた皇儲の実例は、いわゆる父系で一貫しており、ほとんどが男子である。それは天皇(すめらみこと)の重責を担うのは、体力的・生理的に、女子より男子の方がふさわしいと考えられたからであろう。そのため、適齡の有能な皇族女子の即位で危機を乗り越えることがあつても、然るべき皇族がえられたら男子に戻るとを慣例としてきたのである。

その背景には、古代中国で確立された父系(男系)の相統を絶対視する、いわゆる男尊女卑的な思想の影響が大きいと見られる。しかし、太古(縄文時代)から天照大神のような母性を尊崇してきた日本では、いわゆる男系男子による

相統が例外のない原理ではなく、慣習的な原則である。従つて、歴史的な事実としては尊重に値するが、ざりとて母系女系を全面的に否定することは適切でない。

### 聖域の皇室で品位を保つ公人たち

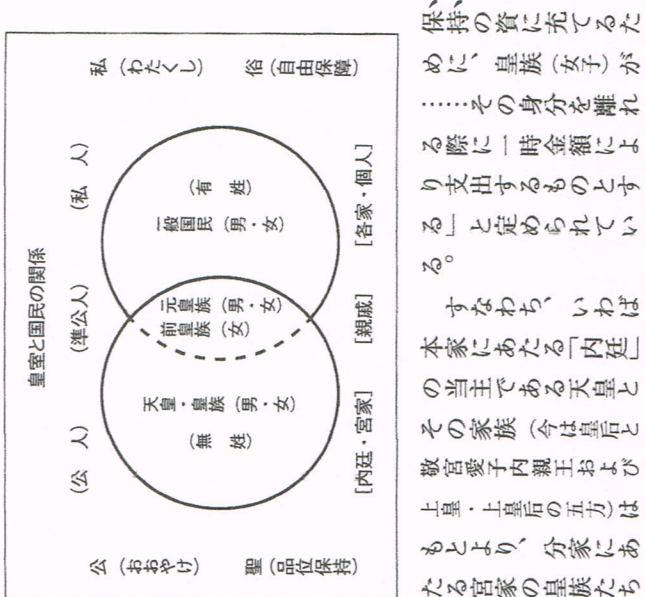
このような意味での皇統を承継いで来られた天皇とその親族から成る「皇室」(皇統)は、現行の憲法と皇室典範でも、一般の国民と別枠の存在とされている。

従つて、天皇と上皇をはじめ皇族の身分にある方々は、憲法の第三章に定められる国民としての多様な権利と僅かな義務の対象にならない。その反面、「皇室典範」には、「皇位継承」の資格と順序、「皇族」の範囲と変更要件、「摂政」の設置と担当条件、「成年」と主要な儀礼、「皇室会議」の構成と役割などを細かく定められているが、一般的な自由は示されていない。

そこで、あらためて皇室と国民の関係(分別)を端的に図示すれば、およそ別表のとおりだと思われる。すなわち、現在の皇室も、一般国民の俗界とは異なる聖域と解される。そこにおられる天皇と上皇および皇族(男女とも)は、一般国民のような俗性を有しない格別な身分にある。また、一般国民が利害に左右されやすい「私人」であるのに対して、利害を超越する「公人」であることが求められる。

そのため、皇室で生まれ育たれた方々、および后妃として皇室に入られた方々は、一般国民のような自由を保障されておらず、それよりも「品位保持」を法的に要請されている。

法的には、戦後「皇室典範」と同時に新しく制定された「皇室経済法」の第六条に、「皇室費」のうち「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの……並びに皇族であつた者としての品位



(今では皇嗣の秋篠宮をはじめ、常陸宮・三笠宮・高田宮の四家族の合計十二方)は、公人としてふさわしい「品位保持」に努めなければならない。

それのみならず、皇族女子は一般男性と結婚する場合、現行の「皇室典範」第十二条により「皇族の身分を離れる」が、それ以後も「品位保持」を心がけられるよう、一時金を支出することになっている。これは、公人の身分を離れても、一般の私人になり切るのではなく、いわば準公人として、皇室で生まれ育ち身に付けた品位を保ち続けることが求められているからである。

### 品位を保ち公務に励む方々への感謝

この「品位保持」というのは、単に行儀よくしていればよいことではなく、象徴天皇のもとで、公人として数多の公務に励むことによつて一般に理解される。その最高責任者が天皇陛下であつて、主な務めを大別すれば、①憲法に「日本国の象徴(いわば元首)として明示されている「国事行為」、②「国民統合の象徴(いわば君主)としてふさわしい「公的行為」、③日本古来の伝統継承者(いわば祭主)としての「祭祀行為」である。

このうち、①②は広く知られているが、③は憲法の政教分離原則に配慮して①②のような公務とせず、天皇(皇室)

の私的行為とみなされている。しかし、その宮中祭祀は、天皇(皇室)のためよりも、国家の平安と国民の安寧を自然神と祖先神に祈られる公的な営みである。

それは、年間を通して恒例・臨時の大祭・小祭が数多くある。それには、天皇および皇后と皇嗣が、平安以来の特別な装束を身に着けて、宮中三殿の殿上で丁寧に神事を行われる。また他の皇族たちと関係者も階下から拝礼される。とくに十一月二十三日の新嘗祭は、白い装束の天皇陛下が、三殿西隣の神嘉殿にこもつて、夕方から深夜まで合計四時間、新穀(米と粟)の御飯などを盛り合わせた神饌を丁寧に供えられ、自らも召し上がられる(その際、皇嗣は隣の暗い部屋に待座されている)。

また、内廷の皇子女も宮家の皇族たちも、天皇の④公的行為に類することを分担して行われる。さらに皇室とゆかりのある公的な団体の総裁や名誉総裁を数多く引き受けておられる。それが秋篠宮家の場合、当主の文仁親王は、「皇嗣」として従来の皇太子と同様の公務(全国青樹祭への行啓など)があり、あわせて筆頭宮家の役割を同妃と成年内親王で協力しながら継げられている。他の常陸宮家・三笠宮家・高円宮家も、各々数十の役割を持っておられる。

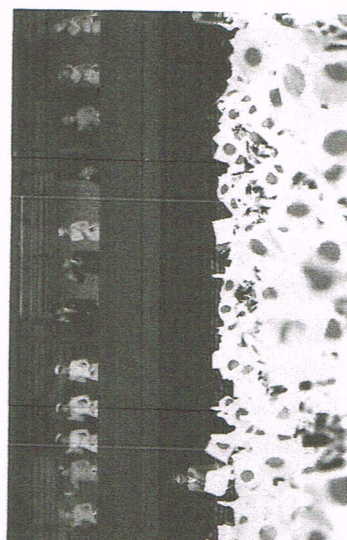
このような公務を引き受けて「品位」を保ちながら励むことは、決して容易なことではない。そういう大事な役割を

担っておられる皇室の方々について、一般の国民は十分な情報と理解をもっているだろうか。その全容について、より正しく実像を知れば、俗人の私共では容易に為しえないことを、真摯に励行されていることに対して、心から感謝するほかない(もし遺憾なことがあれば、責任をもって慎重に批判することも必要であろう)。

そして、このような聖域の方々により示される品位を、いわば至高のお手本として、品性の向上に努めることも、皇室を戴く日本人には可能であり大事なことだと思われる。

### 〈付記〉

令和の御代で一番重要な今上陛下を最も身近に支えられる皇女の敬宮愛子内親王が、御結婚後も皇室に留まり両陛下を支え続けられるような法改正の実現することを切実に念じている。



令和元年(2019)5月4日 御即位を祝う一般参賀/両陛下と皇族方 ©AFP/時事

### 編集後記

オミクロンが海外で流行し出した昨年、どうやら重症化するリスクも死亡するリスクもこれまでの株と違い大幅に低いことから、その流行を機にコロナに怯え倒す感かな態度が幾ばくかでも改められ、コロナとの「共存方針」と我が国政府も舵を切ることもあり得るのではと俄に期待したのですが、年明け早々から一部地域でまん延防止措置が採用され始めてから、まるでドミノ倒しのようにまん防が全国にまん延する事態に。日本国内でも事前の予想通り、重症化ケースも死亡ケースも極めて限定的で、例年の風邪と大差無き、あるいはそれ以下の毒性しか無いことが今、明らかになりつつあります。オミクロンに対するこの時短自粛のまん延を正当化したいのならば、これから毎年冬になつて風邪が流行り出せばこれを繰り返す他ないのですが、徹底自粛論者にその覚悟無きことは明々白々です。

この愚かしき惨状を目にすればする程に「言論は空しい」と口走りたくなつてはしまいますが——本誌読者が一人でもおられる限り、本誌言論は大いなる力を秘めたる鳥兜であり魔弾であり続けます。かくして成すべき言論、山積せる令和四年の我が国日本。成すべき事が残されている限り自棄は起こさず成すべきを成し続けたいと改めて強く思ふ他ありません。

新しくお迎えしたこの令和四年もまた引き続き、よろしく御願ひ致します。 F

2022年3月号(隔月刊)

発行所 クライテリア criterion 1Mar.2022 通巻10号(改題2号)

定価136円(本体128円) 令和4年3月1日発行

編集長 藤井 聡  
顧問 富岡 幸一郎  
編集委員 柴山 桂太  
浜崎 浩介  
川端 祐一郎  
発行人 漆原 亮太  
発行所 啓文社書房  
〒601-0022 東京都港区新橋1-29-14  
1F地下1階7階  
TEL 03-6709-8832  
FAX 03-6709-8833  
MAIL info@kei-bunsha.co.jp  
発売所 ビジネス社  
〒621-0805 東京都昭和三軒先1-14  
神楽坂西側ビル5階  
TEL 03-52227116  
FAX 03-522271603  
MAIL hon@business-sha.co.jp

編集 毛利編集事務所 毛利 幸志  
株式会社啓文社 漆原 亮太 近藤 晶生  
菅井 智樹  
ブックデザイン 戸澤 泰典 土手 康 徳信 澤 泰隆 事務所  
写真 佐藤 雄治  
印刷所 株式会社北邦

※本誌編集記事・図版・写真等の複製転載を禁じます。

本書の内容に関するお問い合わせは啓文社書房までお願いします。 TEL: 03-6709-8872

次号発売は4月15日です。